平成２８年（フ）第４５５２号
東京都中野区江原町２丁目20―10―106
債務者　深谷　絵美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５６１号
東京都豊島区南長崎５丁目11―７―102
債務者　岩永　広志
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５６７号
東京都武蔵村山市中央１丁目24―12
債務者　川島美智代（旧姓河原木）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５７６号
東京都江東区南砂５丁目24―13―402
債務者　飯田　忠男
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５８０号
東京都中野区上高田３丁目10―３―103
債務者　齊藤　麻紀
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５８４号
東京都新宿区西早稲田２丁目17―29―301
債務者　植田　優子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５８６号
東京都練馬区関町北１丁目16―16　フェニックス武蔵関弐番館402
債務者　石田　理恵
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６２７号
埼玉県蕨市南町４―47―９―602　宮本方、住民票上の住所東京都板橋区小豆沢４丁目19―18―507　板橋区立小豆沢けやき苑
債務者　齋藤　志保
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６３３号
東京都練馬区光が丘３丁目８―10―502
債務者　神田　隆史
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３号
沖縄県沖縄市登川１丁目10番３号　ハイツ城Ｂ―３
債務者　大野美智枝
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第３０４号
静岡市清水区押切2354番地サニーサイドハイツ203
債務者　佐塚　潤子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８０号
栃木県矢板市沢971番地２、住民票上の住所栃木県矢板市木幡2584番地２　県営木幡北山住宅３号棟108号
債務者　樋口　佳澄
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８８号
栃木県宇都宮市下戸祭１丁目８番３号　ＯＭレジデンス102、前住所千葉県八千代市高津東３丁目10番地16　八千代台北ロードレジデンス201
債務者　佐藤　晴男
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３号
栃木県足利市江川町３丁目57番地14　メゾンドエル102
債務者　石井　一夫
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４４９７号
東京都墨田区太平２丁目13―９―202
債務者　櫻田　貴美（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部